

機密保持契約

本契約は、(以下「甲」という)と(以下「乙」という)との間で下記に定める開示目的の為に相互に開示又は提供される機密情報を保護することを目的として締結する。

第1条(定義)

本契約における用語を以下の通り定義する。

開示目的	
開示期間	___年___月___日から___年___月___日まで
機密保持期間	開示期間及び開示期間終了後守秘の必要のある限り。
情報開示者	本契約において以下に定める機密情報の開示を行うもの。
情報受領者	本契約において以下に定める機密情報の開示を受けるもの。
機密情報	情報開示者が情報受領者に機密である旨を明示若しくは告知して開示するか又はその性質上機密である技術情報、営業情報、顧客の個人情報及びその他一切の情報を意味するものとする。但し、以下の各号に定める情報は、機密情報に含まれないものとする。 - 第三者に対する開示について事前に書面による情報開示者の承諾を得た情報。 - 開示を受けた時、既に公知の情報。 - 開示を受けた後、情報受領者の責めによらず公知となった情報。 - 開示を受けた時、既に情報受領者が適法に占有していた情報。 - 本契約締結後、機密保持義務を負うことなく第三者から入手した情報。
漏洩等	情報受領者が機密情報を漏洩し、又は開示目的を超え、若しくは開示目的とは異なる目的で機密情報を加工、利用、複写、複製等を行うこと。

第2条(機密保持)

- 機密保持期間中、情報受領者は機密情報について厳にその機密を保持し、情報開示者の書面による事前の承認を得ることなく第三者に開示、漏洩、公表しないものとする。搜索、差押等法律上の強制力を伴う手段に基づく開示であって、開示に先立つ報告が行えなかった場合には、情報受領者は開示後すみやかに情報開示者に報告するものとする。
- 情報受領者は、前項に定める義務を遂行する為に、機密保持期間中、機密情報を以下の各号に従い取扱うものとする。
 - 開示目的を遂行するために接する必要がある自己の役員及び従業員以外の者が接することのないように保管し、又該当機密情報に接する自己役員及び従業員に本契約に定める機密保持義務の内容を知らしめ、厳守させる。
 - 業務遂行上必要最低限の範囲を超えて機密情報の複写、複製をしない。
- 情報受領者は、機密情報の不正使用、不正開示又は漏洩を防止するため、自己の機密情報を管理するのと同等の注意義務をもって機密情報を管理しなければならないものとする。
- 機密情報に関する複製物及び二次的資料についても前項と同様とする。

第3条(利用目的)

- 情報受領者は、機密情報が、開示目的のためにのみ開示されていることを認識し、理解したものとする。
- 情報受領者は、機密情報を開示目的のためにのみ使用するものとし、その他如何なる目的のためにも使用してはならない。

第4条(機密情報の返還及び廃棄)

- 情報受領者は情報開示者が要求した場合、または情報開示期間が終了した場合に、機密情報が記録されたすべての媒体をその複写、複製物を含めすみやかに情報開示者に返還する。
- 情報開示者は前項の返還に代えて、情報受領者の責任において機密情報等を廃棄するように請求、または、廃棄証明の提出を請求することができる。
- 情報受領者のコンピューターのハードディスク等に記録されている機密情報等、情報受領者が情報開示者に引き渡すことが困難な情報や、情報受領者やその従業員が業務遂行に際して作成した機密情報を含むメモ・ノート・手控え等については、情報開示者の承諾を得てかかる情報を廃棄することにより、1項の引渡しに代えることができる。なお、この場合における廃棄は、データの抹消、紙片の裁断その他の合理的な方法をもって足りるものとする。

第5条(外部委託)

- 情報受領者は情報開示者から書面によって明示的に許諾を得た場合以外には、いかなる理由のためであっても、開示目的の履行を第三者に委託してはならない。
- 情報受領者は前項による情報開示者の許諾を得た場合であっても、本契約上の義務を免れることはない。また情報受領者は、書面により、再委託先に少なくとも本契約に規定するのと同等の義務を負わせなければならない。

第6条（事故報告）

1. 情報受領者は漏洩等が発生した場合には、直ちに、その旨を情報開示者に報告しなければならない。
2. 漏洩等の場合、情報受領者は情報開示者が合理的理由に基づき要求するすべての事項について直ちに調査を行い情報開示者に報告しなければならない。また、情報開示者の指示に従い、漏洩を防止し、開示目的以外での利用を停止する措置をとらなければならない。

第7条（損害賠償）

1. 情報受領者は、漏洩等その他本契約のいずれかの条項に違反したことにより情報開示者に生じた直接かつ相当な因果関係を有する損害（合理的な弁護士費用も含む。）を賠償しなければならない。
2. 漏洩等を原因とした情報開示者から第三者への賠償において、情報開示者と第三者が合理的基準により定めた金額または情報開示者が合理的基準に基づき第三者に提示して合意した金額について、情報受領者は情報開示者に対し異議を述べないものとする。なお、この場合、情報提供者は前記各金額及び損害算定過程について書面をもって事前に情報受領者に通知し、その承諾を得なければならない。

第8条（確認事項）

1. 本契約のもとでの機密情報の開示は、甲乙双方の特許、実用案件、ノウハウその他の無体財産権の譲渡又は実施権の許諾を従うものではない。
2. 本契約のもとでの機密情報の開示及び受領は、甲乙何れに対しても、開示目的の中で言及されている取引、その他一切の取引を行う義務を従わせるものではなく、又、同様又は類似の取引を、本契約に定める機密保持義務を遵守した上で、自ら又は第三者との間で検討及び実行することを妨げるものではない。

第9条（契約期間）

1. 本契約は、第1条に定める開示期間の開始日に発効するものとする。
2. 本契約の有効期間は第1条に定める開示期間とし、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙が、相手方に対し文書にて更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一条件をもって更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。
3. 有効期間終了後も、機密保持、事故報告、損害賠償、準拠法、裁判管轄に関する条項は引き続き有効とする。

第10条（権利・義務の移転禁止）

1. 本契約上の権利または義務は、相手方の書面による事前の承諾のない限り、第三者に譲渡または移転してはならない。

第11条（準拠法）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されるものとする。

第12条（協議解決）

1. 本契約の条項の解釈及び本契約に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、甲乙両社は誠意を持って協議解決する。
2. 協議にて解決できない場合は、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

印

乙

印